

# 南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業企画プロポーザル実施要領

令和8年2月18日  
福島県南会津地方振興局

福島県が実施する「南会ドローン中学校（なんかいどろーんちゅうがっこう）」の一環として行うドローン操縦士の育成に必要な業務の委託契約候補者を選定するに当たり、本実施要領に基づき企画プロポーザルを実施します。

## 1 業務の名称

南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業

## 2 業務の内容

別紙「南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業仕様書（案）」のとおり。

## 3 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 見積上限額

4,050,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 公募方法及びスケジュール

### （1）公募方法

福島県南会津地方振興局（以下、「振興局」という。）のホームページに本実施要領を掲載することにより募集します。

### （2）スケジュール

日時	内容
2月18日（水）	公募開始
2月26日（木）正午	質問書の提出期限
3月3日（火）	質問書への回答
3月6日（金）正午	企画プロポーザル参加表明書提出期限
3月13日（金）正午	企画提案書提出期限
3月18日（水）（予定）	審査会（書面審査）

## 6 プロポーザルに係る事項

### （1）プロポーザル参加の要件

次に掲げる条件を全て満たす者とします。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可としますが、この場合は代表者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の参加者資格についても同様に取り扱います。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者

若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成1年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

（イ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

（ウ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

（オ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、業務を確実に履行できる者であること。

ク 航空法（昭和27年法律第231号）第132条の69に基づき、無人航空機講習を行う者として国土交通大臣の登録を受け、本プロポーザルへの参加表明時点で過去3年以上にわたり回転翼航空機（マルチローター）2等の基本講習、夜間講習（昼間飛行の限定変更）及び目視外講習（目視内飛行の限定変更）を実施する体制を維持していること。

## （2）要領等の入手方法

要領及び様式等については、振興局のホームページからダウンロードしてください。

なお、振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

## 7 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

### （1）提出期限

令和8年2月26日（木）正午まで（必着）

### （2）提出方法

「質問書（第1号様式）」により、振興局宛てに電子メール又はFAXで提出してください。

なお、件名は「【質問】南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業」とし、電子メール又はFAXの送信後、電話で連絡してください（電話による質問の受付は行いません）。

### （3）質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、振興局のホームページに令和8年3月3日（火）に掲載する予定です（質問者への直接の回答は行いません）。

## 8 企画プロポーザル参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思がある場合は、「南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出してください。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けませんので注意してください。

### （1）提出期限

令和8年3月6日（金）正午まで（必着）

### （2）提出方法

参加表明書を振興局宛てに電子メール又はFAXで提出してください。

なお、件名は「【企画プロポーザル参加表明書】南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業」とし、電子メール又はFAXの送信後、必ず電話で連絡してください。

### （3）参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年3月9日（月）正午までに「辞退届（任意様式）」を振興局宛てに電子メール又はFAXで提出してください。

## 9 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思がある場合は、「8 企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を「13 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

### （1）提出期限

令和8年3月13日（金）正午まで（必着）

### （2）提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで、提出期限である3月13日（金）に限り正午までとします。

### （3）提出書類（アからサまでを一式とし、正本一式及び副本3式（計4式）を提出）

- ア 南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）
- イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。ただし、日本工業規格A4版で10ページまで

とします。)

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。ただし、日本工業規格A4版とします。）

※ 受講料収入（受講者の自己負担額）は事業経費から除いて積算してください。

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式。ただし、日本工業規格A4版で5ページまでとします。）

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出してください。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類を提出してください。

ケ 航空法第132条の74に規定する講習事務規程の写し

※ 「料金の額及びその収納方法」に関するページ及び「講習の科目及び時間」に関するページのみ提出してください。

※ 個人情報や独自のノウハウに該当する箇所は黒塗り（マスキング）を行っても差し支えありません。

コ 登録講習機関としての登録証の写し

サ 令和5年2月18日以降に受検した全ての登録講習機関等監査の監査結果通知書又は受検証明書

## 10 企画提案書等の作成に関する留意事項

### （1）教材及び機体について

ア 初学者でも分かりやすく理解することができる教材のイメージを把握できるよう、各テキストの内容の一部を企画提案書に掲載してください。

イ 実技等で使用する可能性がある機体名、メーカー名及び数量を記載してください。

ここで記載していない機体の使用は、当該機体の故障や新型機種の導入など、受託者側のいかなる理由があっても認めません。ただし、当該機体の安全性に疑義が生じた場合等において、使用機体の変更を命じる場合がありますので予めご了承願います。

なお、仕様書に記載する国家2等ライセンス講習の実施に当たっては、航空法第132条の74に規定する講習事務規程を遵守してください。

### （2）講習内容について

ア 各講習1回当たりの時間割（案）及び業務全体のスケジュールを記載してください。

イ 時間割に記載したそれぞれの講習内容について、概要を記載してください。

ウ 講習時の安全対策の概要について記載してください。

### (3) 基本講習の日程イメージについて

ア 仕様書における基本講習について、定員20名を何グループに分け、何回実施するのかを明記してください。

イ グループごとの講習日程イメージを可能な限り具体的に記載してください。(例2)のように、実施日程に関する条件の形式で記載いただくことも可能とします。

なお、講習日程については、受託者との協議及び受講申込状況等により、契約後に決定することとなる点に留意してください。

(例1) 20名を4人ずつ、A～Eグループに分ける。

Aグループ 5月第2週 月、水、金 9:00～16:00 (休憩1時間)

Bグループ 5月第3週 火、水、木 //

Cグループ 5月第4週 土、日 //

6月第1週 日 //

Dグループ 6月第2週 金、土、日 //

Eグループ 6月第3週 月、火、水 //

(例2) • 20名を5人ずつ、A～Dの4グループに分ける。

• 全グループとも平日の連続する3日間の講習とし、5月から6月末までの間に講習を終える。

## 11 企画提案書等の提出に関する留意事項

### (1) 失格又は無効

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案は、無効とします。

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合は、失格とします。

ウ 提出書類に不備があった場合は、無効とする場合があります。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とします。

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合は、失格とします。

カ 4に示す見積上限額を超える提案があった場合は、無効とします。

キ 本実施要領に違反すると認められた場合は、失格とします。

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合は、失格とします。

### (2) 複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

### (3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担となります。

### (4) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって本実施要領の内容を承諾したものとみなします。

- イ 必要に応じて提案者に対し追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

## 12 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 企画提案の審査（書面審査）

契約候補者は、審査会（書面審査）において、企画提案の内容を下記「(2) 審査基準等」及び「(3) 契約候補者の選定」に基づき選定します。

### (2) 審査基準等

項目	評価の視点	配点
業務遂行能力・業務理解	業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	20
	業務を円滑・適切に実施できるスケジュールであるか。	
	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	
カリキュラム	受講者が講習内容を分かりやすく学ぶことができるか。	60
	受講者が求められる知識・技術を習得することができる内容であるか。	
	講習時の安全対策は十分であるか。	
費用	事業経費の積算は適切であるか。	20
合計 100点満点		

### (3) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により企画提案者ごとの順位を決定し、最も順位が高かった者を契約候補者とします。
- イ 各審査委員の審査において、上記「(2) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しません。また、全審査委員の採点の平均が50点以上であることを契約候補者の条件とします。

### (4) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び合計得点」を振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表します。なお、審査結果に関する問合せ等には応じません。

### (5) 契約の締結等

- ア 仕様書の協議
- 選定した契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結します。なお、仕様書の内容は、協議の結果、提案と異なる内容となる可能性があります。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徵取し決定します。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければなりません。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではありません。

エ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果における順位が次点であった応募者を契約候補者とします。

本事業は、福島県議会令和8年2月定例会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しません。

### 13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 県民環境部 渡部

電 話：0241-62-2061

FAX：0241-62-5209

E-mail：[minamiaizu.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:minamiaizu.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp)